株主各位

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

新株予約権等の状況 業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況 株主資本等変動計算書 個別注

第6期(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

AI CROSS株式会社

「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://aicross.co.jp/) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

			第1回新株予約権B	第 5 回新株予約権
発	行 決	議	2017年5月15日	2018年4月13日
新	株子糸	」権の数	3,140個	200個
	未予約権の 式 の 種	目的となる 類 と 数	普通株式 157,000株 (新株予約権1個につき50株)	普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき50株)
新杉	未予約権	の払込金額	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない	新株予約権と引換えに払い 込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額			新株予約権1個当たり 33,350円 (1株当たり 667円)	新株予約権1個当たり 37,500円 (1株当たり 750円)
権	利 行	使 期 間	2019年6月1日から 2026年12月28日まで	2020年4月15日から 2028年3月29日まで
行	使の	条 件	(注	1
役員	取締監系	取 締 役 (社外取締役を 除 く)	新株予約権の数 1,350個 目的となる株式数 67,500株 保有者数 2名	新株予約権の数-個目的となる株式数-株保有者数-名
具の保有状	等 委 員 除)	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 - 個 目的となる株式数 - 株 保有者数 - 名
況	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 1,000個 目的となる株式数 50,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 2,500株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位を有していなければならない。ただし、正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
 - 2. 2019年7月1日付で行った1株を50株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

						第9回新株子	約権
発	行	ì	夬	議	日	2020年4月14日	3
新	株	予 着	的 権	0	数		35,000個
新村	朱予約権	の目的と	なる株式	この種類	と数	普通株式 (新株予約権1個につき	35,000株 1株)
新	株 予	約 権	の払	込 金	額	新株予約権1個につき	42.77円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額					り価額	新株予約権1個当たり (1株当たり	1,524円 762円)
権	利	行	使	期	間	2021年3月30日7 2031年3月29日3	
行	使		か	条	件	(注)	
	引体。の	六十小河	当社	使用	人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	12,000個 12,000株 4名
使用人等への交付状況 子会			子会社の	役員及び位	使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	一個 一株 一名

(注) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権を行使する時点において、当社また は当社子会社の取締役等の役員、使用人または社外協力者のいずれかの地位を有し ていなければならない。ただし、正当な理由があると当社が認めた場合は、この限 りではない。

(3) その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し法令、定款の内容を全 社に周知徹底いたします。監査等委員は、取締役会への出席、業務執行状況の調査 等を通じて、監査をいたします。さらには、監査等委員の監査に加えて、内部監査 担当者は内部監査規程に基づき、業務が適正かつ適切に運営されているか把握・監 査等を定期的に行い、代表取締役へ報告しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報は「文書情報管理規程」に基づき、書面及 び電磁的媒体にて作成、保存、管理しております。また、当社取締役が、これらの 情報に閲覧等可能な状態にしております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、全社に周知徹底する とともに、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、取締役会へ定期 的に報告いたします。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役会を毎月1回定期的 に開催するほか、適宜臨時に開催しております。
- ⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員会が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置できるものとします。当社の監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社の取締役等の指揮命令を受けないものとします。また、当該使用人の人事異動に関しては、当社の監査等委員会の同意を得た上で決定するものとします。以上の体制により使用人の取締役からの独立性を確保します。

⑥監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事項を発生させるとき、 発生するおそれがあるとき、速やかに当社の監査等委員に報告することとしており ます。また、当社の定める内部通報制度規程において、内部通報に際し、通報者が 不利な扱いを受けない旨を規定・施行しております。

また、当社の監査等委員は、重要な意思決定の状況を把握するため、当社の取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役の職務の執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また社外取締役が2名在籍しており、取締役会の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度において取締役会は20回開催しております。

②コンプライアンス、リスク管理

当社は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回実施し、取締役会へ報告しております。

③内部統制

当社は、内部監査及び内部統制に関する監査を通して、内部統制システムの整備、運用上の評価を行っており、当該取り組み状況は取締役会において報告しております。

④監査等委員会の監査

監査等委員である取締役は、株主総会、取締役会に出席するほか、取締役及び使用人等へのヒアリングや重要書類の閲覧等を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当及び会計監査人と連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

⑤反社会的勢力排除

反社会的勢力調査マニュアルに基づき、新規取引先との契約時に行うとともに、 既存取引先についても原則として年に1度再調査を行っております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から) 2020年12月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金			+r 1+r → 4/r	44 VA	
	資本金		資本剰全金合	その他利 益剰余金	利益剰余金合	自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金合 計	繰越利益 剰 余 金	計		ī		
当期首残高	448, 924	424, 924	424, 924	133, 396	133, 396	△500	1, 006, 745	374	1, 007, 120
当期変動額									
新株の発行 (新株予約 権の行使)	21, 237	21, 237	21, 237				42, 474	△267	42, 206
当期純利益				135, 137	135, 137		135, 137		135, 137
自己株式の 発 行						△140	△140		△140
新株予約権 の 発 行							-	1,636	1, 636
新株予約権 の 失 効								△1,636	△1,636
当期変動額合計	21, 237	21, 237	21, 237	135, 137	135, 137	△140	177, 471	△267	177, 203
当期末残高	470, 161	446, 161	446, 161	268, 533	268, 533	△640	1, 184, 216	107	1, 184, 323

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備 及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。

建物 2 年 \sim 15年

工具、器具及び備品 4年~8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年以内) に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計 上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染拡大による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社の事業活動に与える影響は限定的であるとの仮定を置き、繰延税金資産の 回収可能性などの会計上の見積りなどを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確実性が高く、今後の状況次 第では、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物1,103千円工具、器具及び備品1,485千円

計 2,588千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式 (株)	3, 942, 900	52, 150	_	3, 995, 050

- (注)発行済株式数の増加は、新株予約権の行使により52,150株増加したものであります。
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式(株)	50,000	80		50, 080

- (注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りにより80株増加したものであります。
- (3) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 199,900株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社の所要資金として運転資金がありますが、自己資金を充当するとともに、必要に応じて借入による調達を行うこととしております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及びその他金融債権である差入保証金については、取引先 の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金については、1年以内の支払期日であります。長期借入金については、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は、取引先ごとの入金期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生の 未然防止に努めております。

長期借入金は、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1, 056, 262	1, 056, 262	
(2) 売掛金	306, 491		
貸倒引当金(※)	△773		
売掛金(純額)	305, 718	305, 718	_
(3) 差入保証金	33, 699	34, 081	382
資 産 計	1, 395, 680	1, 396, 062	382
(4) 買掛金	170, 877	170, 877	_
(5) 未払金	20, 625	20, 625	_
長期借入金 (6) (1年以内返済予定の 長期借入金を含む)	55, 269	55, 218	△50
負 債 計	246, 772	246, 721	△50

(※)売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負債

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される 利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1, 056, 262	_	_	_
売掛金	306, 491	_	_	_
差入保証金	_	_	34, 187	_
合 計	1, 362, 754	_	34, 187	_

3. 長期借入金の返済予定額

	1年以内(千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	18, 396	18, 396	9, 396	6, 396	2, 685	_
合 計	18, 396	18, 396	9, 396	6, 396	2, 685	_

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,960千円
貸倒引当金	236千円
ソフトウェア償却超過額	13,384千円
一括償却資産償却超過額	726千円
未払金	35千円
資産除去債務	149千円
繰延税金資産小計	17,492千円
評価性引当額	△149千円
繰延税金資産合計	17,342千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等 該当事項はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
- (3) 兄弟会社等 該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

300円18銭

(2) 1株当たり当期純利益

34円59銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、2021年3月26日開催予定の第6期定時株主総会に、資本金の額の減少の件に関する議案を付議することを決議いたしました。

①資本金の額の減少の目的

当社における成長戦略を実現するために財務戦略の一環として実施するものであり、今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と財務内容の健全性を維持することを目的とし、資本金の額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

②資本金の額の減少の内容

会社法447条第1項の規定に基づく資本金の額の減少を行うもので、資本金460,161,780円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替える予定であります。

③資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少いたします。

④資本金の額の減少の日程

取締役会決議日 2021年2月19日

定時株主総会決議日2021年3月26日(予定)債権者異議公告日2021年4月21日(予定)債権者異議申述最終期日2021年5月21日(予定)効力発生日2021年5月31日(予定)

⑤ その他

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、業績に与える影響はありません。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、 業務執行取締役に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度(以下、譲渡制限付株式報酬 制度を「本制度」といいます。)導入を決議し、2021年3月26日開催予定の第6期定 時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしました。 ①本制度の導入目的

本制度は、当社取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)を対象に、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

②本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、係る報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2018年3月30日開催の当社定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は年額3億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)としてご承認をいただいております。本株主総会では、上記の報酬枠の範囲内にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、議案として提案する予定です。

③本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金 銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処 分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記報酬枠の 範囲内で、年額1億円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配 分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年100,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、

それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役 に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。